

【表紙】

昭和49年6月1日発行

広報

ニセコ

No. 148

ニセコ町役場総務課



みんなの手で

緑豊かな自然環境を

町の人口

男………2,497人
女………2,681人
計………5,178人
世帯数…1,352世帯
(49年4月末現在)

宮田小学校の児童たちは愛鳥週間にちなんだ学校裏の雑木林に巣箱を取り付けました。

この時期になると北海道の野山では南の国から帰つて来た渡り鳥や、寒い冬をすごした鳥たちが、いつせいに巣を作り、たまごを産み、ヒナをかえし始め、野鳥の美しい姿やさえずり、それに活発な動きを楽しむことができます。

児童たちは、「ぼくらの作った巣箱に早く小鳥たちが住みつけばいいな」と楽しみにしていました。

6

昭和49年 月号

たいせつに保存を あとでお役に立ちます。

ニセコ町税条例 一部改正など可決

第三回ニセコ町議会臨時会は、五月四日議場において開かれ、町道の認定、町税条例の一部を改正する条例ならびに昭和四十九年度一般会計補正予算など議案八件を審議し、原案どおり可決いたしました。

その主な内容をお知らせいたします。

ニセコ町職員定数条例の一部改正
町長事務部局の職員の事務更貞を「四十人」から「四十四人」に増員しました。
町道路線の廃止、変更、認定について
道の昇格などにより、別表のとおり認定されました。

町税条例の一部改正
三月三十日地方税法の一部を改正する法律が制定されました。その要旨は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税について負担の軽減を図るほか、町村税財源の充実を図るために、町民税法人税割及び自動車取得税率を引き上げる等地方税法の一部が改正されました。

改正された点は

①所得控除の引上
基礎控除額十六万円／十八万円
配偶者のいない第一子
扶養控除額
老人扶養控除
その他の
十二万円／十四万円
十四万円／十六万円
十二万円／十三万円
四十万円から五十五万円に引上

②障害者、未成年者、老年者、寡婦等の町民税の非課税の範囲の所得額が
四十万円から五十五万円に引上
③法人税割の税率が
九、一%から十二、一%に
④事業主報酬制度の創設
個人の青色申告者について選択
によりみなし法人課税を行なう
所得税額は法人相当所得額
に十二、一%を乗じて計算される
⑤個人の不動産業者等の土地譲渡益にかかる特別課税制度の創設
昭和四十八年七月以後この特例制度を選択した者は昭和四十九年
度から適用される。
⑥昭和四十四年一月一日以後に他人から取得した土地等で事業所の者から得たもの又は雑取扱に基因になるもの

⑦国民健康保険税
課税限度額が八万円から十二万円に引上げられました。
一般会計補正予算
一般会計予算の補正是、才入才出それぞれ四、四四三千円を追加し、予算総額は、才入才出とも八億六十七万二千円となりました。その才出のおもものは、
【民生費】

別表 町道線の認定

区分	新旧別	路線名	起 点	終 点	幅員	延長
廃止する路線	俱北藤東山	知安榮学校号通線	字本通80番地先 字曾我254番地先 字曾我400番地先 字曾我728番地先	字有島90番地の7地先 字曾我835番地先 字ニセコ193番地先 字曾我747番地先	5.5 4.5 4.5 3.0	2.141 2.300 1.550 329.1
変更する路線	東山・滝台連絡線	東山・滝台連絡線	字曾我730番地先 字曾我740番地の1地先	字曾我942番地の3地先 字曾我728番地先	4.0 4.0	2.800 501
認定する路線	小花井通	小花井通	字宮田156番地先 字宮田642番地先	字峰219番地先 字峰219番地先	4.0～5.5 4.0	14.109 9.809
	西山尾上連絡線 西山・滝台連絡線 東芙蓉里	西山尾上連絡線 西山・滝台連絡線 東芙蓉里	字ニセコ196番地の3地先 字曾我128番地先 字曾我844番地先 字中央通128番地先 字曾我728番地先 字宮田156番地先	字曾我123番地先 字曾我740番地の1地先 字曾我942番地の3地先 字中央通130番地先 字曾我747番地先 字宮田152番地先 字豊里75番地の1地先	4.5 4.5 3.5 4.0 3.0 3.5 4.0	3.764 1.941 1.769 92.5 300 357.5

譲渡（土地の売買の仲介手数料のうち、実質的に土地の譲渡益と認められるものを含む）による所得を課税対象とする。

〔農林水産業費〕 町外幼稚園入園児扶助 二二万円追加
農免農道整備事業調査設計委託料 黒しづく米一斗防除農薬代補助 七二万円追加
〔土木費〕 二五二万円追加

水田大型高性能防除機購入補助 二十万円追加
水稻品種試験等補助 五万円追加
小花卉通道路用地購入費 五万三千円追加
住宅解体補償費 二十万円追加

キジの剥製寄贈される

ニセコキジ養殖事業組合（二宮



破傷風も早期発見が大切

期発見が大切です。
初期は、ものをかむと疲れる、
あごのあたりが重い、首を曲げ
ると痛い、などの症状ですから
寝違えでは？と思つたりしま
す。

■身体の一部にけがをしてい
たら破傷風を疑つてみると
ます。

■第一期の症状は口を開くの
がむづかしくなつたり、も
ののをのみこむのが困難にな
つたりし、次に全身けいれ
んを起します。

■おかしいと思つたら急いで
医師にみてもらいましょう。

■軽いものでも十分に手当てを
しておることです。もし、不
幸にして破傷風にかかつたら
■他の病気と同じように早

今月の納税
町民税 第1期
固定資産税 第1期
国民健康保険税 第1期
納期限は 6月25日です

忘れず納入いたしましょう

春雄組合長）では、昨年八月に富良野市からキジのヒナを導入し十人の組合員によつて飼育され、現在、雌の成鳥はコウライキジ七十羽、チベットキジ三十羽で四十羽から産卵期に入つております。同組合の孵卵器に四月二十一日入れた卵から五月十四日八割の好成績でヒナがふ化しました。組合では、三千五百羽のふ化を目標にしております。

また、このほどこの順調な観光産業の前途の発展を祈念し、立派な剥製一個が組合より町に贈られました。

町の日誌

5月
2日 納食セントラル運営委員会
4日 第三回臨時町議会
6日 体育指導委員会議
8日 自動車運転免許更新時講習会
9日 寿大学運営委員会
10日 駐在員会議
12日 道路工事入札
14日 保健委員会議
15日 春季消防演習
16日 交通安全運動推進委員会
18日 農業委員会総会
20日 寿大学入学式
21日 公友会
24日 第四回臨時町議会
25日 道路工事入札
27日 観光協会総会
30日 公友会

【町】 【の】 【人】 【事】

5月1日付

▽係の異動
総務課企画係兼広報係 清三（総務課庶務係） 福永

▽任命換
事務吏員 村上 森茂（技術員）

▽新採用
産業課農地開発係兼農林係 竹功

▽産業課農地開発係兼農林係 佐竹功

印紙税の改正

印紙税の税額が昭和四十九年五月一日から改正になりました。

主な改正点はつきのとおりです。

一、受取書の印紙税は今まで一通につき記載金額一万円以上のものが二十円でしたが、今回の改正で三万円以上について五十万円以下が五十円、五十万円を超える売上金の領収書については、その受取金額に応じて印紙税がかかるようになりました。

二、預金証書、委任状など従来一律二十円でしたが、今回の改正で五十円になりました。

三、土地売買契約書、請負契約書手形などの印紙税も上りました。

不明の点がありまつたら、役場財政課又は最寄りの金融機関にお問い合わせください。

みんなそろつて赤十字に

五月は、赤十字運動の期間でした。

町では、各駐在員さんにお願いしました。町では、各駐在員さんにお願いしました。一戸一〇〇円募金のご協力をいたしました。赤十字では、さらに社員増強運動を行ない、一人三〇〇円社員を募つて一〇年間続けて社費を納めていた方法です。多数加入されましたようお願いしております。

赤十字は、人類の幸福と平和を願つて一六カ国が加入し、一〇年の伝統に輝やく歴史と新らしい理念に立つたゆみなく歩み続け「善意の輪を広げよう」のスローガンのもとに活動しております。

五月は、赤十字運動の期間でした。

町では、各駐在員さんにお願いしました。赤十字では、さらに社員増強運動を行ない、一人三〇〇円社員を募つて一〇年間続けて社費を納めていた方法です。多数加入されましたようお願いしております。

赤十字は、人類の幸福と平和を願つて一六カ国が加入し、一〇年の伝統に輝やく歴史と新らしい理念に立つたゆみなく歩み続け「善意の輪を広げよう」のスローガンのもとに活動しております。

北電からのお願い

北電では電力の安全供給と電気事故防止のため送電線下及び付近での作業をする方は連絡くださるようお願いしています。

1. 送電線付近の立木伐採
立木を伐採しあやまつて電線に木が触れると感電、受傷し人身事故になります。線路より20m以内に入る距離の伐採の時又は危険と思われるとき
2. 送電線下の重機械の作業
機械作業で水田、畠、宅地等の造成工事など、線下や近接作業の場合（人身事故件数が多い）

3. 危険標識及び注意標識
送電線路で要注意個所の支持物（鉄塔、木柱）に危険標識や注意標識等が取付けであるところ
4. 特に住宅、物置、車庫、その他建物の場合には法律上制限があります。

- 連絡先 倶知安町南4条西3丁目
北海道電力KK俱知安送電所
電話 俱知安 ②-0070

入林は許可を受けてから

山菜刈りの季節になりました。

道有林地へ入林する場合は、林務署の入林許可がなければ入林す

ることができます。山菜刈りなどで、道有林内へ入林する人は、

役場産業課で入林許可の腕章を交

付しておりますから必ず届出をし

許可の腕章をつけてから入林する

ようにして下さい。

なお、入林する人は、つぎのこと

に注意し、おたがいの財産をた

いせつに守るよう心がけましょう

入林心得

1 林内において、たき火その他

火気の取扱いを禁ずる。

2 登山道路での喫煙は、必ず所

定の箇所で。

3 高山植物の採集または樹木の

折損および生物の捕獲を禁ずる

ことなど、道有林内へ入林する人は、

標識、その他の建物を汚損し

または持ち去つてはならない。

4 林内に汚物、じん芥を散らか

さないこと。

5 標識、その他の建物を汚損し

または持ち去つてはならない。

6 許可の腕章は、他人に貸さないこと。

7 許可事項に違反したときは、

は弁償すること。

8 入林目的が終了したときは、

許可腕章を役場産業課に必ず返

納すること。

林務署では、取締りを徹底する

ため、取調べを行なう場合があります。

戸籍の窓口

4月21日から
5月20日まで

▶ご結婚おめでとう

久保堅治	=	石渡孝子	(中央7)
田中一井	=	松藤陽子	(本通2)
春日野	=	工藤信子	(本通9)
菅渡辺	=	川口セツ子	(中央5)
正男	=	安田寿美子	(本通1)

▶お誕生おめでとう

佐藤直木	勇富	(西富)
村村	恵昇	(東山)
木		

▶おくやみ申し上げます

遊佐	夫	79歳	(新興)
山森	ヶよ	73歳	(有島1)
三浦	シツ	82歳	(ニセコ)
松谷	カツ	78歳	(共栄)
熊木	寅彦	62歳	(滝有島2)
		50歳	